

# 1 エコフィード認証制度実施要綱

制 定 平成21年2月9日

改 正 平成25年4月1日

平成25年4月1日

一般社団法人 日本科学飼料協会

## 第1 目的

この要綱は、食品循環資源を有効活用した飼料であるエコフィードについて、その基準を定め認証を行うことにより、その利用の促進を図り、もって資源循環型の社会形成に資することを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 食品循環資源利用飼料

食品製造副産物（食品の製造過程で得られる副産物及び加工屑をいう。）、余剰食品、調理残さ及び食べ残し（以下「食品循環資源」という。）のみをそのまま又は加工して飼料として利用するものをいう。

### (2) 食品循環資源混合飼料

食品循環資源利用飼料を食品循環資源以外の原料と混合して製造した飼料をいう。

### (3) エコフィード

食品循環資源利用飼料又は食品循環資源混合飼料であって、別記1に示す基準を満たすものをいう。

## 第3 事業の実施

1 一般社団法人日本科学飼料協会（以下「協会」という。）は、申請者からの申請に基づき、申請に係る事業所で製造される飼料についてエコフィードに該当することを認証するとともに、当該飼料の容器、包装又は納品伝票、商品カタログその他の当該製品に関する書類（以下「容器等」という。）にエコフィードの商標及び別記2に定めるエコフィード認証マーク（以下「認証マーク」という。）を添付することを申請者に許諾する契約（以下「許諾契約」という。）を締結するものとする。

- 2 エコフィード認証制度の適正な運営を図るため、協会にエコフィード認証運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
- 3 運営委員会は、本制度の運営に係る事項の決定及びエコフィードの認証に係る審査を行う。

#### 第4 認証の申請

- 1 エコフィードの認証の申請をしようとする者は、エコフィード認証申請書（別紙様式1号）に次の書類を添付し、協会に提出しなければならない。

- (1) 各飼料共通

- ア 食品循環資源及び推進食品循環資源の割合を示す書類
- イ 原料規格書
- ウ 製品規格書
- エ 飼料業務管理規則
- オ 飼料の栄養特性を示す書類
- カ 施設の平面図及び工程図

- (2) 食品循環資源利用飼料を認証申請する場合

- ア 食品製造副産物以外の食品循環資源を飼料化している場合は、食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン（平成18年8月30日付け18消安第6074号農林水産省消費・安全局長通知。以下「エコフィード・ガイドライン」という。）の遵守が確認されたことを証明する書類の写し
- イ 食品循環資源の排出元事業者のリスト及び飼料原料としての品質確保等に係る契約書の写し

- (3) 食品循環資源混合飼料を認証申請する場合

- ア 原料として使用する食品循環資源利用飼料のうち、エコフィードであることの認証を受けているもの（以下「認証エコフィード」という。）については、当該原料の認証書の写し
- イ 原料として使用する食品循環資源利用飼料のうち、ア以外のものについては、その原料に係る(2)に掲げる書類

- 2 申請者は、当該申請を行うときは、協会が定める手数料を支払わなければならない。

#### 第5 認証の申請者及び欠格要件

- 1 認証の申請を行うことができる者は、当該エコフィードに係る飼料を製造しようとする者

(以下「飼料製造業者」という。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により認証を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない飼料製造業者は、第4の申請をすることができない。

## 第6 認証の決定及び認証書の交付等

- 1 協会は、認証の申請があった場合、運営委員会においてその内容の審査及び必要に応じて製造事業場等の調査を行う。
- 2 前項により、別記1に示す基準を満たしていることが確認された場合、認証エコフィードを製造する飼料製造業者(以下「認証業者」という。)は、認証エコフィードに対しエコフィードの商標を利用すること及び容器等に認証マークを表示することについて協会と許諾契約を締結し、協会は申請者に対し、認証書を交付するものとする。
- 3 認証業者は、自らが製造する認証エコフィードについて、別記1に示す基準に適合するようにならなければならない。

## 第7 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

## 第8 エコフィード認証書の掲示

- 1 認証業者は、第6により交付された認証書を、当該認証エコフィードを製造する事業所において掲示しなければならない。
- 2 認証業者が認証エコフィードを販売する際は、相手先に対し、当該認証エコフィードの一般成分分析値並びにこれに占める食品循環資源及び推進食品循環資源の割合を提示するものとする。

## 第9 認証の更新の申請

認証業者が、認証の有効期間の満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合には、認証の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、エコフィード認証更新申請書(別紙様式3号)を協会に提出しなければならない。

## 第10 認証の変更の申請

認証業者が認証申請の内容を変更する場合は、予め、エコフィード認証変更申請書(別紙様式4号)に定めるところにより、その旨を協会に提出しなければならない。ただし、急を要す

る食品循環資源の排出事業者の変更に限り、当該排出事業者との契約又は解約の後に、エコフィールド認証変更申請書を提出することができるものとする。

## 第11 規定の準用

第5から第7までの規定は、認証の更新及び変更の場合に準用する。この場合において、認証の変更の場合について、第7中「認証の日から3年間」とあるのは「変更申請前の認証に係る有効期間の残存期間」と読み替えるものとする。

## 第12 認証の取消し

- 1 協会は、認証業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。
  - (1) 第4に規定する認証申請書及び添付書類、第9に規定する認証更新申請書及び添付書類又は第10に規定する認証変更申請書及び添付書類の記載内容に虚偽が判明したとき。
  - (2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等に違反したとき。
  - (3) 第15の1若しくは2に規定する報告、第15の3に規定する立入調査又は第15の4に規定する改善計画書の提出について、正当な理由無く遅滞又は拒否したとき。
  - (4) 第15の4に規定する改善計画書に記載された事項の改善がなされないことが判明したとき。
- 2 協会が前項の規定により認証を取り消すときは、当該認証業者等に認証取消書を交付するものとする。
- 3 認証業者が第1項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を協会に返納しなければならない。

## 第13 認証の辞退等

認証業者は、次の各号に該当する場合には、エコフィールドの認証辞退届（別紙様式5号）により、認証書を添えて速やかに協会に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証エコフィールドの製造を中止したとき。
- (3) 認証エコフィールドが別記1の基準を満たさなくなったとき。

## 第14 公表

協会は、認証エコフィールドについて、認証番号、名称、種類並びに認証業者の氏名、住所、

連絡先等の一覧をホームページ上に公表するものとする。

## 第15 報告、立入調査等

- 1 認証業者は、毎年度の認証エコフイードの製造状況を、翌年度の4月末日までに、エコフイード製造状況報告書（別紙様式5号）により協会に報告しなければならない。
- 2 協会は、本制度を円滑に進める上で必要な事項について、認証業者に報告を求めることができる。
- 3 協会は、本制度の適正な運用を行うため、必要に応じ、認証施設に対し立入調査を行うことができる。
- 4 協会は、認証基準の不履行が判明した場合、認証業者に対し20日以内にその経緯及び改善措置等を記載した改善計画書の提出を求めることができる。

## 第16 違約金等

認証エコフイードについて、別記1の基準や許諾契約に違反するときは、協会は許諾契約を締結した認証業者に対して許諾契約で定める違約金の支払い請求その他の措置を求めるものとする。

## 第17 その他

その他本認証制度の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

## 附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記1

エコフィードが満たすべき基準

1 食品循環資源利用飼料及び食品循環資源混合飼料がエコフィードとして認証されるためには、以下の基準を満たすこととする。なお、単位は乾物重量とする。

(1) 次式により算出した、製品に占める国内で発生した食品循環資源の割合が 20%以上であること。

$$S1 = \frac{\sum (Di1 \times Ci \times Ri)}{\sum (Ci \times Ri)}$$

(2) 次式により算出した、製品に占める推進食品循環資源（食品循環資源のうち、以下のものをいう。）の割合が5%以上であること。

ア 食品製造副産物等のうち、

パン屑、菓子屑、製麺屑、ふ屑、豆腐粕、きのこ菌床粕、醤油粕、酒粕、酢粕、みりん粕、焼酎粕、野菜・果物の絞り粕、茶粕、コーヒー粕、カカオ粕、乳製品加工工場から排出される整形屑、冷凍食品の整形屑、生鮮食品（野菜・果物）の整形屑等

イ 余剰食品のすべて

ウ 調理残さのすべて

エ 食べ残しのすべて

$$S2 = \frac{\sum (Di2 \times Ci \times Ri)}{\sum (Ci \times Ri)}$$

S1 : 製品に占める食品循環資源の割合 (%)

S2 : 製品に占める推進食品循環資源の割合 (%)

Ci : 当該原料の乾物重量割合 (%)

Ri : 当該原料の配合割合 (%)

Di1 : 当該原料に占める食品循環資源の割合 (%)

Di2 : 当該原料に占める推進食品循環資源の割合 (%)

注：当該原料が協会の認証を受けたエコフィードである場合は、当該原料をエコフィードとして認証した際に求めた食品循環資源の割合（S1 及び S2）を当該原料についての Di1 及び Di2 の値として用いることとする。

- 2 原料が満たすべき規格を定めた原料規格書が作成されていること。
- 3 原料の配合割合、製品が満たすべき規格その他必要な事項について記載した製品規格書が作成されていること。
- 4 原材料の保管、製造の手順及び製造工程の管理、品質の管理、その他必要な事項について記載した飼料業務管理規則が作成されていること。
- 5 製造に関する記録がロット毎に作成され、8年間以上保管されること。
- 6 製品について、以下の栄養成分が把握されていること。  
水分、粗たん白質 (CP)、粗脂肪 (EE)、可溶無窒素物 (NFE)、粗繊維 (CF)、粗灰分 (CA)  
(注:「〇〇~〇〇%」、「〇〇%以上(未満)」で可。)

## 別記2

### エコフィード認証マークについて

#### 1 認証マーク

認証マークについては以下のとおりとし、認証エコフィードの容器等に表示することとする。



注1：認証マークは緑色とする。ただし、容器等の色により判読しにくい場合はその限りではない。

注2：認証マークは、縦横の長さを同一の比率で拡大・縮小し活用するものとする。

#### 2 認証番号及び食品循環資源利用率の表示

(1) 認証マークの上部（枠外）には、当該エコフィードの認証書に記された認証番号を表示することとする。

(2) 認証マークの下部（枠外）には、認証エコフィードの製品に占める食品循環資源の割合を表示することとする。

【参考】認証番号が「20 認証第●号」、食品循環資源の利用割合が「50%以上」であった場合の表示例

20 認証第●号



食品循環資源利用率：50%以上



(一社) 日本科学飼料協会 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

エコフィード認証に係る事前申請書

エコフィードの認証に係る事前申請をしたいので、チェックリストを送付します。

記

1 申請に係る事業者の名称（代表者氏名）、事業所の所在地及び連絡先

2 認証を受けようとする食品循環資源利用飼料について

(1) 認証エコフィードの名称（予定）

(2) 対象家畜

(3) 性状及び販売形態

(4) 製造方法

(5) 食品循環資源の主な内容

(6) 食品循環資源の収集量及び回収量（計画量）

①食品循環資源収集量 トン/年、 ②飼料化量 トン/年

(7) 製品中の食品循環資源の割合

①食品循環資源の割合： %以上

②推進食品循環資源の割合： %以上

(8) 一般成分分析値（又は成分保証値）

保証値

水分： CP（粗たん白質）： EE（粗脂肪）：

NFE〔可溶無窒素物〕： CF（粗繊維）： CA（粗灰分）：

その他（ ）

3 添付書類

チェックリスト

(一社)日本科学飼料協会 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

エコフィード認証申請書

エコフィード認証制度実施要綱の第4の1に規定に基づき、下記のとおりエコフィードの認証を受けたいので、関係書類を添付の上、申請します。

記

- 1 申請に係る事業者の名称（代表者氏名）、事業所の所在地及び連絡先
- 2 認証を受けようとする食品循環資源利用飼料について
  - (1) 認証エコフィードの名称（予定）
  - (2) 対象家畜
  - (3) 性状及び販売形態
  - (4) 製造方法
  - (5) 食品循環資源の主な内容
  - (6) 食品循環資源の収集量及び回収量（計画量）
    - ①食品循環資源収集量 トン/年、 ②飼料化量 トン/年
  - (7) 製品中の食品循環資源の割合
    - ①食品循環資源の割合： %以上
    - ②推進食品循環資源の割合： %以上
  - (8) 一般成分分析値（又は成分保証値）

水分：	CP（粗たん白質）：	EE（粗脂肪）：
NFE〔可溶無窒素物〕：	CF（粗繊維）：	CA（粗灰分）：
その他（ )		
- 3 添付書類 別添の通り（※要綱第4の1関連）
  - (1) 各飼料共通項目
  - (2) 食品循環資源を認証申請する場合
  - (3) 食品循環資源混合飼料を認証申請する場合
- 4 その他  
(注：別に示すチェックリストを添付すること)

平成 年 月 日

(一社)日本科学飼料協会 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

エコフィード認証更新申請書

エコフィード認証制度実施要綱の第9の規定に基づき、下記のとおりエコフィードの認証を更新したいので、関係書類を添付の上、申請します。

記

1 エコフィード認証番号及び認証エコフィードの名称

2 エコフィードの成分分析表 (直近又は平均)

水分： CP (粗たん白質)： EE (粗脂肪)：  
NFE [可溶無窒素物]： CF (粗繊維)： CA (粗灰分)：  
その他 ( )

3 食品循環資源及び推進食品循環資源の含有割合の根拠 (自己診断)

4 その他 (特記事項)

注：前回申請時の申請内容と異なる点等を中心に記載区する

5 添付書類 別添の通り (※要綱第4の1関連)

- (1) 各飼料共通項目
- (2) 食品循環資源を認証申請する場合
- (3) 食品循環資源混合飼料を認証申請する場合

4 その他

注：認証書の写しを添付すること

別紙様式4号

平成 年 月 日

(一社)日本科学飼料協会 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

エコフィールド認証変更申請書

エコフィールド認証制度実施要綱の第 10 の規定に基づき、下記のとおり申請した内容を変更したいので、関係書類を添付の上、申請します。

記

1 エコフィールド認証番号及びエコフィールドの名称

2 変更の内容

- (1) 変更内容
- (2) 変更理由
- (3) 変更箇所の対照表

新	旧

3 添付書類

注1：認証書の写しを添付すること

注2：別紙様式2号の3で添付した書類のうち、変更された箇所に該当する書類の追加及び更新版を添付すること

別紙様式5号

平成 年 月 日

(一社)日本科学飼料協会 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

エコフィールド認証の辞退届

エコフィールド認証制度実施要綱の第 13 の規定に基づき、下記のとおりエコフィールドの認証を辞退するので、関係書類を添付の上、申請します。

記

- 1 エコフィールド認証番号及びエコフィールドの名称
- 2 辞退の理由
- 3 その他特記事項

注：認証書（原本）を添付すること

別紙様式6号

平成 年 月 日

(一社)日本科学飼料協会 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

### エコフィールド製造状況報告書

エコフィールド認証制度実施要綱の第15の1の規定に基づき、下記のとおり認証されたエコフィールドの製造状況を報告します。

#### 記

- 1 エコフィールド認証番号及びエコフィールドの名称
  
- 2 前年度の製造状況
  - (1) 認証エコフィールドの製造量
    - ①前年度（○年度）の製造実績
    - ②本年度（○年度）の製造計画
  - (2) 前年度（○年度）の認証エコフィールドの販売実績
  
  - (3) 販売先の農家戸数（又は飼料メーカー数）
  
- 3 その他特記事項

注：認証書の写しを添付すること

エコフィードの商標及び認証マーク使用許諾契約書

一般社団法人日本科学飼料協会（以下、「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）とは、甲所定の「エコフィード認証制度実施要綱」の定めるところにより、乙の申込みを受けて甲が認証した飼料（以下、「認証エコフィード」という。）に係るエコフィードの商標（以下、「商標」という。）及びエコフィード認証マーク（以下、「認証マーク」という。）の使用に関して、以下のとおり使用許諾契約（以下、「契約」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本契約は、乙が認証エコフィードに商標及び認証マークを使用することにより、食品循環資源を利用したエコフィードの利用の促進を図り、もって資源循環型の社会形成に資することを目的とする。

（エコフィード認証制度実施要綱の遵守）

第2条 乙は、本契約の各条項のほか、エコフィード認証制度実施要綱等にしたがって、商標及び認証マークを使用しなければならない。

2 乙は、乙が製造した認証エコフィードの販売を委託する会社等においてもエコフィード認証制度実施要綱等が遵守されるよう配慮しなければならない。

3 乙は、エコフィード認証制度実施要綱等が、甲において定める手続きに従って改廃される場合は、これら改定後の規程等に従わなければならない。

（本契約に係る認証エコフィード）

第3条 本契約の対象とする認証エコフィードは、次の各号に掲げるものとする。

エコフィード認証番号	認証エコフィードの名称

（商標及び認証マーク使用の許諾）

第4条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、当該認証エコフィードについて商標及び認証マークの使用を許諾する。

- 2 乙が認証エコフィードに係る認証申請の内容を変更する場合、乙はエコフィード認証制度実施要綱等の定めに従い、必要な手続をとらなければならない。

(商標及び認証マークの無断使用の禁止)

第5条 乙は、使用許諾を得た認証エコフィード以外の飼料に商標及び認証マークを使用してはならない。

(商標及び認証マークの使用停止)

第6条 乙は、使用許諾を得た認証エコフィードが仕様変更等により認定要件を満足しなくなった場合は、直ちに商標及び認証マークの使用を停止しなければならない。

(使用契約期間)

第7条 本契約に基づく商標及び認証マークの使用契約期間は、本契約締結の日から起算して3年間とする。

- 2 乙は、前項の使用契約満了後は、商標及び認証マークの付いた当該商品を出荷してはならない。

ただし、使用契約満了時点の未出荷の在庫飼料については、使用契約満了日より起算して2ヶ月以内に目張りシール等の貼付け、商標及び認証マーク表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、甲に対しその経過及び結果を書面により適時に報告するものとする。

(使用契約期間の更新)

第8条 乙は、甲に対し、前条に定める使用契約期間満了の日の3ヶ月前までに、乙はエコフィード認証制度実施要綱等の定めに従い、必要な手続をとらなければならない。

- 2 甲が前項の手続きを承認したときは、乙は、新たに契約を締結し、引き続き商標及び認証マークを使用することができる。ただし、甲は、合理的な理由なく本条に定める承諾を拒まないものとする。

(不当な表示等の制限)

第9条 乙は、商標及び認証マークの使用等にあたり、本契約書、「認証マーク使用マニュアル」等の関係規程を遵守しなければならない。

- 2 乙は、認証エコフィードの販売委託会社等が不当または不適当な表示等をするものがないよう配慮しなければならない。

(報告・立入り調査)

第10条 甲は、エコフィード認証制度の適正な実施を図るため、商標及び認証マークの使用状況、



認証エコフィードの製造状況等について乙に報告を求め、または乙に対し事前に通知の上、乙の本店、営業所及び工場への立入りを含む調査をすることができる。

(第2条、第5条及び第6条違反の疑いのある場合の報告聴取・現地監査等)

第11条 甲は、乙が第2条、第5条及び第6条の規定に違反している疑いがあると認められるときは、乙に対し、必要な報告を求め、または自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、乙が第2条、第5条及び第6条の規定に違反していることが明らかになった場合には、甲は、乙に対し、甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

3 第1項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

(認定の取り消し等)

第12条 甲は、乙の製造する認証エコフィードが認定基準を満足しないと認めるときは当該認証エコフィードの認定を取り消すことができる。

2 甲は、乙が消費者等からの苦情・相談に対して適正に対処せず、甲の適正化指導に従わなかった場合は、当該認証エコフィードの認定を取り消すことができる。

3 認定が取り消された場合は、乙は第7条に定める契約有効期間中であっても、直ちに商標及び認証マークの使用を取り止めなければならない。

(認証エコフィードに関する責任)

第13条 乙は、認証エコフィードの品質、安全性等について一切の責任を負う。

2 乙は、乙の責任と負担において認証エコフィードにより発生した事故等による被害者への損害の賠償等をなさなければならない。

3 乙は、消費者等から認証エコフィードにつき苦情等がなされた場合には、乙の責任と負担において速やかに適切な改善等の措置を講じなければならない。

4 認証エコフィードの品質上の欠陥もしくは本認証エコフィードの販売方法等に起因して、甲が第三者より苦情を受けた場合は、すべて乙においてこれを処理・解決し、甲に責を及ぼしてはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約書に定める商標及び認証マーク使用权を第三者に譲渡、担保提供、転貸し及び再使用を許諾してはならない。

(誤使用の場合の是正及び公表)

第15条 乙が第2条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、違反状態の速やかな是正を求めることができる。

2 乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙が商標及び認証マークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求めまたは自ら公表することができる。

(無断使用の場合の公表)

第16条 乙が第5条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、乙が商標及び認証マークを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求めまたは自ら公表することができる。

(不適正使用の場合の公表)

第17条 乙が第6条の規定に違反した場合には、甲は、乙に対し、乙が認定基準を満足しない飼料に商標及び認証マークを使用した事実について、乙による自主的な公表を求めまたは自ら公表することができる。

(本契約書の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、乙に対する何らかの通知・催告等を要することなく、直ちに本契約書を解除することができる。なお、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 一 第2条、第5条及び第6条の規定に違反したとき
- 二 第10条及び第11条に定める報告を怠りまたは甲の調査若しくは現地調査を妨げたとき
- 三 第12条の規定により、認証エコフィードの認定が取り消されたとき
- 四 甲の許諾なく商標及び認証マークと類似のマークを使用したとき
- 五 乙の甲に対するエコフィード認証申請書の記載に虚偽があることが判明したとき
- 六 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失う等商標及び認証マークの信用を傷つけたとき
- 七 会社更生、破産、民事再生等の申立を受けまたは自らその申立をなしたとき
- 八 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分または差押等の強制執行を受けたとき
- 九 飼料安全法、その他関係法令に違反しまたはこれらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき
- 十 その他上記以外の本契約書の各条項のいずれかに違反したとき

(契約解除の場合の在庫処理)

第19条 本契約書が第18条の規定に基づく解除により終了した場合、または第12条の定めに基づき

認定が取り消された場合、乙は、甲の指導に基づき、契約解除の日または認定の取り消された日から1ヶ月以内に、未出荷の在庫商品について、目張りシール等の貼付、商標及び認証マーク表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、甲に対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

(不正使用通報協力義務)

第20条 乙は、第三者が商標及び認証マークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、飼料名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

(協議)

第21条 本契約書上の疑義及び本契約書に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決する。

本契約書の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名または記名押印のうえ、甲・乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都中央区新川2-6-16  
一般社団法人 日本科学飼料協会  
理事長 石橋 晃 印

乙 印

参考2 チェックリスト

エコフィードに関するチェックリスト（食品残さ等利用飼料用）

■製造会社名 \_\_\_\_\_

■製造場所 \_\_\_\_\_

■製造所の概要

飼料の用途	該当する畜種に○を付して下さい。			
	豚	採卵鶏	肉用鶏	
1日当たり処理能力			kg、t	年間 t
1日当たり生産量			kg、t	年間 t
製造方式				

■飼料化をする上で必要な許可や届出等（次の許認可を受け又は届け出ている場合は、該当欄に○を付けて下さい）

1. 廃掃法の一般廃棄物

① 収集運搬の業（許可）		② 処分の業（許可）		③ 処理施設の設置（許可）	
--------------	--	------------	--	---------------	--

2. 廃掃法の産業廃棄物

① 収集運搬の業（許可）		② 処分の業（許可）		③ 処理施設の設置（許可）	
--------------	--	------------	--	---------------	--

3. 飼料安全法

① 飼料製造業者（届出）		② 飼料販売業者（届出）		③ 飼料輸入業者（届出）	
④ 規格適合表示（申請）		⑤ 飼料成分量（表示）			

■原料として用いる食品残さの種類

項 目	結果	特記事項
① 食品製造副産物のみを使用	はい( ) いいえ( )	
② 食品製造副産物以外の食品残さ(売れ残りの余剰食品、調理残さ等)を使用	はい( ) いいえ( )	
③ 原料として使用している食品残さの内容(具体的に記載下さい)		

■原料排出元での分別等

(1) 食品製造副産物等

項 目	結果	特記事項
① 食品製造副産物等を使用していますか?	はい( ) いいえ( )	
② ハム製造工場や水産加工場等から排出される食品副産物、スーパー等の精肉店から排出される肉、脂肪、骨や、鮮魚店から排出される魚アラが混入していないことを確認していますか?	はい( ) いいえ( )	
③ 原料ごとに分別し、専用の容器に入れられていますか?	はい( ) いいえ( )	

(2) 事業系調理残さ及び事業系食べ残し

項 目	結果	特記事項
① 事業系調理残さ及び事業系食べ残しを使用していますか？	はい( ) いいえ( )	
② 調理器具の破片等の異物の混入がないことを確認していますか？	はい( ) いいえ( )	
③ 原料ごとに分別し、専用の容器に入れられていますか？	はい( ) いいえ( )	
④ 病院由来のものについて、病原性微生物に汚染されている可能性はありませんか。	はい( ) いいえ( )	
⑤ 外国関連施設（国際線の航空機及び海外航路の船、米軍等）から受け入れていないことを確認していますか？	はい( ) いいえ( )	
⑥ 事業系食べ残しに、たばこ等の食品以外の異物の混入がないことを確認していますか？	はい( ) いいえ( )	
⑦ 事業系食べ残しについて、はし、爪楊枝等を除いた後、蓋付きの分別専用容器に収納する等の措置を行っていますか？	はい( ) いいえ( )	

(3) 家庭調理残さ及び家庭食べ残し

項 目	結果	特記事項
① 家庭調理残さ及び家庭食べ残しを使用していますか？	はい( ) いいえ( )	
② 家庭調理残さ及び家庭食べ残しに、たばこ等の食品以外の異物の混入がないことを確認していますか？	はい( ) いいえ( )	
③ 家庭調理残さ及び家庭食べ残しについて、はし、爪楊枝等を除した後、蓋付きの分別専用容器に収納する等の措置を行っていますか？	はい( ) いいえ( )	
④ 家庭調理残さ及び家庭食べ残しに、ほ乳動物由来たん白等を含むペットフード等の食品以外の異物が混入していないことを確認していますか？	はい( ) いいえ( )	

(4) 全般的事項

項 目	結果	特記事項
① 排出元に対して、上記(1)～(3)に関する分別の徹底、目視による確認が困難な洗剤等の混入についても防止対策を実施させていますか？	はい( ) いいえ( )	
② 分別容器は収集後に洗浄または消毒していますか？	はい( ) いいえ( )	
③ 保冷库又は冷暗所に保管する等、排出物の種類及び収集～運搬までの保管期間に応じた、かびの発生及び腐敗を防止する対策をとっていますか？	はい( ) いいえ( )	
④ カラス、イヌ、ネコ、ネズミ、キツネ、ゴキブリ、ハエ等からの隔離や異物の混入を防止するために、原料は蓋付きの専用容器で保管していますか？	はい( ) いいえ( )	
⑤ 原料の運搬時には保冷車を用いていますか？	はい( ) いいえ( )	
⑥ 原料の運搬時に保冷車を用いていない場合に、移動距離を極力短くするなど、腐敗、脂質の酸化等の品質劣化を防止していますか？	はい( ) いいえ( )	
⑦ 原料は、できるだけ早く製造又は使用に供していますか？	はい( ) いいえ( )	
⑧ 原料を一時保管する場合には保冷库又は冷暗所を用いていますか？	はい( ) いいえ( )	
⑨ 保管条件、飼料原料としての品質確保のための努力義務等についての契約を締結していますか？	はい( ) いいえ( )	
⑩ 排出元に定期的に出向いて、契約内容の遵守状況の確認をしていますか？	はい( ) いいえ( )	実施間隔：( )
⑪ 排出元に対して、異物分別等の具体的手法等について必要に応じて教育を行っていますか？	はい( ) いいえ( )	具体例：

項 目	結果	特記事項
⑫ 分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、分別等の徹底を改めて要請するとともに、必要に応じて教育又は原料の受入停止等の措置を行ったことがありますか？	<p>これまでに不適切な事例の発生はなかった ( )</p> <p>不適切な事例があったことから受入停止等の措置をとったことがある ( )</p> <p>不適切な事例はあったが受入停止等の措置はとったことはない ( )</p>	



## エコフィードに関するチェックリスト（食品残さ等混合飼料用）

■製造業社名 \_\_\_\_\_

■製造場所 \_\_\_\_\_

■混合するエコフィードについて

項目	回答
<p>混合するエコフィードは、エコフィード認証を受けたものですか？</p>	<p>はい（ ）</p> <p>購入先会社名：                      混合するエコフィードの名称：                      エコフィード認証番号：                      エコフィードの混合割合：</p> <p>いいえ（ ）：混合するエコフィードに関して、「エコフィードに関するチェックリスト（食品残さ飼料飼料用）」を用いて自己チェックをください。</p>

## エコフィードに関するチェックリスト (A 飼料用)

食品残さ等利用飼料でA 飼料として管理するものについては、「エコフィードに関するチェックリスト (食品残さ等飼料用)」と併せて、本紙による自己チェックをして下さい。

### (1) 原料排出元における動物性原材料の混入等

項 目	結果	特記事項
① 原料の排出元では、動物性原材料 (動物 (魚介類含む) 由来エキスを含み、乳・卵製品は除く) を使用していますか?	はい ( ) / いいえ ( )	
② 原料の排出元が動物性原材料を使用している場合、動物性原材料が申請を予定している食品残さ等利用飼料用の原料に混入しないことを確認していますか?	はい ( ) / いいえ ( )	

### (2) 収集車両の確認

項 目	結果	特記事項
食品循環資源の収集は、A 飼料専用車両 (動物性原材料を含まないものを配送するバラ・液体等を運ぶトラック、ローリー車等) を使用していますか?	はい ( ) / いいえ ( )	

参考3 整備が必要な書類 (例)

原料規格書 (例)

日本飼料リサイクル(株) 御中

平成20年12月1日

排出事業者名 又は 納入業者名	中央畜産業(株)	印
商品名	①パン屑 ②弁当・総菜の売れ残り等	
分類	食品製造副産物・余剰食品・調理残さ・食品残さ等利用飼料・その他	
排出(製造)業者名	食品供給安定センター(株)	
住所	〒105-XXXX 東京都港区〇〇 △-□-〇 TEL:03-3504-XXXX	
納入業者名	中央畜産業(株)	
住所	〒105-XXXX 東京都港区〇〇 〇-□-△ TEL:03-5511-XXXX	
緊急連絡先	社名、部門、担当者 (中央畜産業(株)統括部 町田健一) TEL:03-5511-XXXX	
搬入包装規格	包装形態/容量	①フレコンバッグ、②専用コンテナ/200 <sup>kg</sup>
	個別包装形態	①バラ、②硬質フィルム
	運搬方法・条件	保冷車(3t)、5℃以下
	その他	
ロット表示方法と読み方	日付(YYMMDD)コンテナ No	
特性・性状	①固状(バラ)、②固状(水分70%以上)	
品質保持期間	搬入後、①4週間(推奨)、②当日	
保管条件	常温(15℃以下推奨)	
取扱い注意事項		
添付資料等	食品供給安定センターとの契約書(飼料化の同意)	
備考	食品供給安定センターは、排出した残さが家畜の飼料に加工されることを認識し、管理を徹底している。	

社名を記入の上、社印を捺印

(いずれかに〇印)

問題発生時の対応

※ 以下、受け入れる原料が飼料として加工された製品等である場合

商品名	②パン屑			
標準成分	項目	標準値	項目	標準値
	水分	10.0%	粗繊維	0.5%
	粗たん白質	13.1%	粗灰分	2.4%
	粗脂肪	4.7%	TDN (又はME)	89.1%[豚]
	NFE	69.3%		
品質規格	項目	規格	項目	規格
原材料	原材料名	配合率	備考(産地、添加物:グレード等)	
	パンの耳等	100%	サンドイッチ等加工屑を減圧乾燥したもの	
その他特記事項				
製造工程	別紙添付(パン屑生産のフロー式)			
記入責任者 所属、役職、氏名、 TEL	食品供給安定センター(株) 事業部長		印 松田義弘 03-5511-XXXX	

保証栄養成分  
・公定規格(又は標準成分表)がある場合はその値

・原材料名は必須(※別紙添付可)  
・配合率の記入が困難な場合は多い順

今後、貴社に納入する原料の規格は以上の通りです。

製品規格書 (例)

商品名: JFS エコフィード-L (仮称)			作成日: H20.12.1 (第 版)		
商品分類: ドライ(マッシュ状)			作成者: 橋元 千里	承認者: 米持 康司	
製造工場: 日本飼料リサイクル(株)			住所: 〒104-xxxx 東京都中央区〇×ー△ TEL : 03-3297-xxxx FAX : 03-3297-xxxx 工場管理責任者: 米持 康司		
【保証栄養成分】			【リスク分析】		
項目	割合	備考	項目	割合	備考
水分	12.0%以下	(製品現物 中)	重金属(鉛)	0.01ppm以下	(製品現物 中)
粗たん白質	8.5%以上	〃	(ヒ素)	0.10ppm以下	〃
粗脂肪	4.0%以上	〃	(カドミウム)	0.01ppm以下	〃
粗繊維	0.5%以下	〃	(水銀)	0.01ppm以下	〃
粗灰分	2.5%以下	〃			
推定TDN	75.0%(豚)	〃			
【原材料等】					
区分	原材料名				配合割合
飯類	米飯、弁当(ご飯のみ)				45~55%
パン類	パン、菓子パン、パン屑				15~25%
総菜類	総菜、弁当(おかず部分)				5%程度
野菜くず	野菜、野菜加工くず				5%程度
製造粕類	豆腐粕、醤油粕				5~10%程度
その他原料	菓子くず等・炭酸カルシウム				10%程度
添加物等	リジン、エトキシキン、アスコルビン酸				
【飼料添加物等の名称及び量】					
区分	名称				配合割合
アミノ酸	リジン				0.1%
抗酸化剤	エトキシキン				100ppm
ビタミン	アスコルビン酸				0.8%
【微生物・重金属等基準】			【外観基準】		
項目	基準	備考	項目	基準	備考
一般生菌数	1.5×10 <sup>5</sup> /g以下		外観	カビの発生がない	
大腸菌群	陰性		色調	茶褐色	
サルモネラ	陰性		臭気	異臭がない	
			粒度	均一性がある(マッシュ)	
【ロット】			【その他留意事項】		
ロット表示方法と読み方: 日付(年月日)-バッチ(1~5)					
【取扱注意事項】 「B 飼料」: この飼料は豚及び家きん用の飼料です。 ・反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしか)用飼料として絶対に使用しないこと。 ・また、反すう動物用飼料と混合しないように保管すること。					
【添付資料等】 ・作業工程表(別添)                      ・施設・製造フロー図					
【備考】					

保証栄養成分  
・公定規格がある  
場合はその値

量の多いものか  
ら順に記入

飼料添加物を記  
入

左: 衛生基準を記  
入  
右: 視覚、臭覚に  
よる基準を記入

注意事項を記入

添付資料

※今後、貴社に納品する飼料は、以上の規格を満たします。